

公益通報を理由とする不利益取扱いに対する刑事罰について (具体的事案への適用に関する故意の問題)

令和 6 年 12 月
消 費 者 庁

1. はじめに

これまでの検討会において、樋口委員及び山口委員から、公益通報を理由とする不利益取扱いに対する刑事罰については、故意論が問題となること、特に、真実相当性についての事業者の判断が問題になる旨の指摘があったことから、この点について整理する。

保護要件を満たす公益通報をしたことを理由とする不利益な取扱いについて刑事罰が規定される場合、その構成要件要素に、次のような、評価的な要件が含まれることになる。

- 通報が不正の目的でないこと（「公益通報」の定義に含まれる）
- 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとして信じるに足りる相当の理由（真実相当性）があること（書面によらない2号通報又は3号通報の場合の保護要件に含まれる）
- 3号通報の保護要件のイ～への「信じるに足りる相当の理由」
- 通報対象事実となる各法律の規定の要件

不利益取扱いに対する刑事罰を規定する場合、過失犯処罰規定を設けない限りは、構成要件該当事実に対する故意¹があることが犯罪成立の要件となる。

そこで、不利益取扱いをした者において、これらの要件について、要件を充足しないと判断して不利益取扱いをした場合に、犯罪の成否をどのように考えるかが問題となる。

以下、真実相当性を例に検討する。

2. 前提

真実相当性があると知りながら不利益取扱いを行えば、真実相当性に関する故意が認められる。また、真実相当性があるかもしれないと知りながら、それでも良いと考えて不利益取扱いを行った場合（すなわち未必の故意がある場合）も、真実相当性に関する故意が認められる。

その上で、①真実相当性を基礎付ける具体的事実について勘違いがあった場合（すなわち、実際の事実とは異なる認識を有していた場合）や、②真実相当性を基礎付ける具体的事実は認識していても当該事実をもって真実相当性ありと評価されるかという点に勘違いがあった場合（すなわち、裁判所によって当該事実をもって真実相当性ありと認定されるにもかかわらず、行為者は当該事実をもって真実相当性ありとは評価されないと認識を有していた場合）に、故意を認めるかが問題となる。

¹ 犯罪事実を確定的に認識している場合のほか、それが可能なものと認識して認容している場合も故意が認められる（未必の故意）。

3. 具体例

- a. 営業担当者Aが、同部署では競合他社と談合を行っており問題ではないかと上司に問題提起したが、上司が取り合わなかったため、報道機関に対し、談合が行われている事実を、談合に係る日時・対象商品・競合先・顧客名等の情報とともに情報提供した。これらの情報を伴う談合の事実が報道されたことを受けて、同社が社内で事実確認を行ったところ報道のとおり的事実が確認されたが、社長の指示により、対外的には談合の事実はなかったと公表した上で、過去に上司に問題提起していたAが通報者であると判断して、会社の価値を毀損したとしてAを懲戒解雇した。(想定事例)

本事例の社長について、真実相当性に関する故意を認めることができるか。

通報内容が真実であることを知っている者が、それを隠蔽し、かつ報復するために不利益取扱いを行うことは、公益通報を理由とする不利益取扱いの中でも最も悪質であり、責任非難の程度も高い。

公益通報者保護法上、真実相当性が保護要件となっている場合において、真実であることが選択的な要件とはされていないため、あくまで通報者が通報時に真実相当性(すなわち真実であると信ずるに足りる相当の理由)を有していたことが必要であり、かつ、不利益取扱いの行為者においてそれに対する故意を有していることが必要であるが、真実であることを認識している状況において、通常、通報者の真実相当性について未必の故意すら認められない状況は想定し難いと思われる。

本事例では、社長は通報内容が真実であることを認識していることからすれば、通報者は談合が行われていた部署の従業員で、上司に問題提起していたこと等を認識していれば、社長において通報者の真実相当性について故意が認められると考えられる。

また、本事例とは異なり、通報者が、全く別の部署の従業員であったとしても、ある程度具体的な通報がなされ、その内容が真実であった場合には、行為者としても相応の根拠があると考えるのが通常であり、故意が認められることが通常と考えられる。

なお、「通報内容は真実だが、通報者は根拠なく通報したのが偶然真実だったに過ぎない」と考えていた者について故意を認めることができるかは、今後における実務の運用を踏まえた課題である。

- b. 宗教団体の職員が、同団体の代表者らが背任行為(同団体所有の不動産を懇意にしている企業に不当に安い金額で売却等)を行っている旨を同団体幹部及び警察に通報したところ、懲戒解雇等の処分を受けた。裁判所は、(i)不動産売買価格が一般的な取引価格よりも相当低額である事実や、(ii)売買価格の根拠となった鑑定書よりも相当高く評価する評価書が存在していた事実等を認めつつ、同団体の代表者らがこれらの事実を知っていたとは認められないことなどから背任行為は認定できないと判断したが、(i)(ii)等の事実から、通報者には主たる事実について「真実と信じるについて相当な理由」があったと認定した。(東京地判令和3年3月18日労判1260号50頁(参考資料3・裁判例⑪)を参考とした事例)

本事例における代表者について、真実相当性に関する故意を認めることができるか。

公益通報者に対する不利益取扱いについて問題となる故意は、不利益取扱いを行う時点における故意である。

本事例では、不動産を売却した時点では、代表者らは(i) (ii)等の事実を知らなかったことが前提となるが、仮に、不利益取扱いを行うまでの間に(i) (ii)等の事実（及びそれを通報者が知っていた事実）を認識していれば、真実相当性を基礎付ける具体的事実を認識して不利益取扱いを行ったこととなる（すなわち前記2②の状況となる）。そもそも真実相当性は、訴訟では各当事者が主張立証を尽くした上で裁判所が諸事情を総合考慮して判断するものであるが、これを行為者自身が行為時に判断することは困難を伴い、この評価を誤ったことを理由に故意ありと認定できるかは慎重に考える必要がある。したがって、行為者が認識した事実を前提にすると真実相当性ありと評価されることがどの程度明白かという点も踏まえて、慎重に判断される必要があると考えられる。

一方で、その後不利益取扱いを行った時点においても(i) (ii)等の事実（及びそれを通報者が知っていた事実）を認識していなければ、真実相当性を基礎付ける具体的事実を認識せずに不利益取扱いを行ったこととなり（すなわち前記2①の状況）、この場合には故意はないこととなる。

なお、不利益取扱いを行うにあたり、事業者として、通報者が保護要件を満たす公益通報者に該当しないかを適切に調査しなかった²ために事実を認識しなかった（適切な調査をしないことにより前記2①の状況になっている）という場合をどのように考えるかが問題となる。この点、適切な調査をしなかったとの事実そのものが直ちに故意を基礎付けるものではなく、あくまで、行為者の心理状態として未必の故意が認定できるか否かによって判断される必要があると考えられる。

c. 司法書士事務所に雇用されている労働者が、同事務所において非弁行為（紛争の目的の価額が140万円を超えるため、司法書士の権限の範囲外となる紛争の法律事務の取扱いであって、弁護士法違反）を行っている旨を行政機関に公益通報した。「紛争の目的の価額」の算定方法に関して、司法書士実務で採用されている考え方（A説）によれば140万円を超えず非弁行為に該当しないが、別の考え方（B説）によれば140万円を超えて非弁行為に該当することになる。裁判所は、司法書士事務所の業務は非弁行為に該当しないと判断したが、通報者には非弁行為がなされたと「信ずるに足る相当の理由」があったと認定した。（大阪高判平成21年10月16日（参考資料3・裁判例④）を参考とした事例）

本事例は、前記2②の中でも、通報対象事実の法解釈に関する認識の相違があった事例と位置付けられる³。行為者が依拠した考え方（A説）と通報者が依拠した考え方（B説）の関係にもよるが、例えば、行為者はA説が確立した実務でありB説は採用の余地がないと認識していた場合には、通報者に真実相当性が認められるとしても、真実相当性について故意（未必の故意を含む。）を認定することには極めて慎重である必要があると考えられる。

（以 上）

² 適切に調査しなかった場合とは、何ら確認しなかった場合のほか、利益相反のある調査（通報された事案の関係者が関与する調査）をした場合等が考えられる（「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」第4の1（4）参照）。

³ なお、通報者において誤った法解釈を前提に通報した場合には、そもそも通報対象事実には該当しないのではないかとこの点が問題になるが、大阪高判平成21年10月16日は法解釈についても真実相当性を適用している。